

## 第 81 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 2 日（金）15 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、川崎真二、柴田眞里、吹田勇人、高野一彦、竹内由美、  
灘本明代、西村裕三、藤浪芳子
  - (2) 実施機関の職員  
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課担当課長  
ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、  
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①国民健康保険第 2 期データヘルス計画策定に伴う後期高齢者医療レセプトデータの収集  
について
  - (2) 報 告
    - ①処理システムへの情報項目の追加について

## 5. 議事要旨

### (1) 審 議

#### ①国民健康保険第 2 期データヘルス計画策定に伴う後期高齢者医療レセプトデータの収集について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国民健康保険第 2 期データヘルス計画策定に伴う後期高齢者医療レセプトデータの収集について、条例第 7 条（収集の制限）及び第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委 員 データを集めてきて、今後のために分析をするということかと思いますが、その場合に、分析をすることを目的とした場合に、個人名を特定するような、氏名、被保険者番号は、不要なのではないですか。何故必要なのでしょう。
- 国保年金医療課 最終的に報告します統計資料、データについては、個人情報は必要ありませんが、例えば介護のデータと国民健康保険や後期高齢者医療保険のレセプトのデータと、あるいは健診データと、個人毎に突合しまして、例えば健診でこういった結果が出ている方については、こういう治療を受けている、あるいは要介護の認定を受けている方は、こういう治療を継続して受けていらっしゃるといった突合せをすることで、より深い分析をすることができるものと考えております。そのために、個人を特定するために、このような情報の収集を行いたいと考えています。
- 委 員 そうすると、各々が持っていたデータを、被保険者番号等を用いて結合させようと、そして広域の分析をしようということですね。
- 国保年金医療課 はい。
- 委 員 そうすると、統計データには個人情報なしとされているのですが、データ分析をする人たちには個人情報を渡さずに、データを渡すという理解でよいのでしょうか。分散したデータを結合して、その後に分析する人にデータを渡すときには、個人が特定できないようにするのでしょうか。
- 国保年金医療課 データの羅列の中に個人情報も含まれるということになるかと思います。委託業者で突合作業をしますので、ばらばらのデータをお渡しして、突合してもらって、統計データを作ってもらって、それを解析していくという流れになります。

- 委員 資料の中で、誰が分析するのかという部分が、抜けているような気がしたのですが。データセンターはデータを蓄積するところかと思うのですが、分析はどこでするのでしょうか。分析する人には個人情報には渡らないということになっているとのことですが。
- 国保年金医療課 委託契約により、データセンターでの突合作業、分析作業を委託しておりますが、分析の方法につきましては、市職員の指示のもとに、例えばこういうデータが欲しいということで、データセンターから抽出されたデータをもらいまして、最終的にそれを計画に仕上げていくということになりますので、我々の指示のもとにデータの突合作業をしていただくという流れになります。
- 委員 データを突合すると、分析するのは全く別の作業だと思うのですが、それは同じ業者がするというのでしょうか。分析する人が個人情報を見ることができるのかできないのかということが、大きなポイントかと思うのですが。
- 国保年金医療課 作業としましては、委託業者の方で、そこまで含んで行うということになりますので、個人情報を見ることができる、という形になっております。
- 委員 そうすると、図中の「統計データ作成（個人情報なし）」の「個人情報なし」の記載は、妥当ではないのではないのでしょうか。
- 国保年金医療課 突合する際は、個人情報をキーにして突合するのですが、成果物として市は個人情報が入っていない統計データの形で受け取ることになります。
- 委員 委託業者は、個人情報分かる状態で分析データを持っていると。
- 国保年金医療課 はい。委託業者のデータセンターの中にあるデータは、突合のキーとして個人情報が必要ですので、個人情報分かる状態にあります。
- 委員 そのセキュリティはどうなっているのでしょうか。
- 国保年金医療課 データベースに、個人情報を確認する段階で、暗号化して確認します。また、委託契約の約款において、セキュリティにかかる神戸市としての取り決めをしています。委託業者の側においても、年4回、セキュリティに関して研修を行っておりまして、セキュリティについての意識を高める取り組みを行っていただいております。

- 委員 それは資料に書いてあるのでしょうか。
- 国保年金医療課 研修については資料 7 ページの④に、契約の内容については⑤に記載しております。最終的な成果としましては、例えば年齢区分とか、個人が特定できない形で成果品をまとめますので、そこでは個人の属性というものは含まれない形で外に出てまいります。
- 委員 分析する人が、データを取扱うときに個人情報を見れてしまうという点については、契約の中で個人情報の取扱いについて定めることで対応するということですね。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 他にはいかがでしょうか。5月31日から、改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法が施行され、いわゆるビッグデータの活用が進められるということになっておりまして、本件も同様の方向性のものと理解していますが、データを渡す相手方が委託業者ですので、第三者への提供というよりは、神戸市内部のデータの活用であると感じておりまして、委託業者の段階まではデータを匿名化せずに取り扱っていると。第三者に生のデータを渡すわけではない、という理解でよいですね。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。  
ごございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」に基づき策定する、保健事業実施計画（データヘルス計画）の第2期計画の策定に当たり、新たに後期高齢者医療レセプトデータ及び要介護認定データを追加利用して分析することは、後期高齢者も見据えた神戸市域における健康課題を明らかにし、より効果的で効率的な保健事業計画の策定を可能とするものであり、健康寿命の延伸に寄与することが期待でき、公益に資すると認められること、また、既設のVPN専用回線によるオンライン結合を利用して、委託業者に後期高齢者医療レセプトデータ及び要介護認定データを追加して提供し、統計処理を行うことは、個人情報漏えいのリスク軽減や作業効率の向上の観点からも適当であると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、妥当であるといったしたいと思います。

○委員 本日審議いたしました、2件の諮問への市長への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

## (2) 報告

### ①処理システムへの情報項目の追加について

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第11条（電子計算機処理の制限）第1号関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型4に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告につきまして、ご質問がありましたらお願いします。情報項目の追加という当審議会が承認した類型に該当するというので、いま報告がありました2件について処理させていただきました。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 それでは、これもちまして、第81回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。